

(案)

寝屋川市障害福祉計画（第3期計画）

(素案)

目 次

計画の策定にあたって	1
1. 計画の目的	1
2. 計画の位置づけ	1
3. 計画の期間	2
4. 計画の策定方法	2
5. 計画の進行管理	3
障害福祉サービス等の推進方策	4
1. 障害福祉サービス等を推進していくうえでの考え方	4
2. 障害福祉サービス等の見込量と提供体制の確保策	7
(1) 障害福祉サービスの推進の考え方と確保策	7
(2) 地域生活支援事業の内容と事業量	13
(3) 障害児支援サービスの内容と事業量	18
(4) サービス提供体制の確保と利用促進のための取り組み	20
3. 地域生活への移行・一般就労への移行に関する目標と推進方策	22
(1) 地域生活への移行	22
(2) 福祉施設から一般就労への移行	25
障害者支援を推進していくために重点的に取り組む事項	27
1. 総合的・継続的な相談支援・権利擁護支援のしくみづくりの推進	27
2. 児童期からの継続的な支援のしくみと取り組みの充実	33
3. 安心して暮らしていくための地域のつながりや環境づくりの推進	36

寝屋川市

計画の策定にあたって

1. 計画の目的

障害のある人の地域生活と就労をすすめ、自立を支援することを目的として平成18年に施行された障害者自立支援法は、現在、国で検討されている障害者制度改革のなかで平成25年8月までに廃止され、新たな「(仮称)障害者総合福祉法」が制定されることとなりました。一方、新たな法律ができるまでの間、制度改革の考え方をふまえて地域生活を支援するための取り組みをすすめるために障害者自立支援法が改正され、利用者負担の見直し、障害者の範囲の見直し、相談支援の充実、障害児支援の強化、地域における自立した生活のための支援の充実などが定められました。また、障害者施策の基本方針となる障害者基本法も改正され、これらの考え方をふまえて障害のある人の地域生活を支援するための基盤整備や、必要なサービスの提供を的確に推進するための第3期の障害福祉計画を、すべての市町村が策定することとされました。

寝屋川市は、障害者支援の基本方向となる「寝屋川市障害者長期計画（第2次計画）」を平成20年3月に定めました。また、これを具体的に推進する計画としての位置づけももたせて、「寝屋川市障害福祉計画（第2期計画）」を平成21年3月に策定し、長期計画推進委員会と自立支援協議会の一体的な運営のもとで、市民、関係団体、事業者等と連携し、障害者支援の取り組みをすすめています。

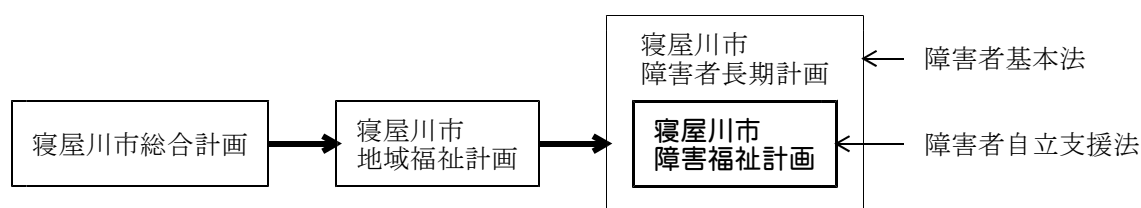
第3期の障害福祉計画は、障害者制度改革の理念や具体的な取り組みの方向性を反映するとともに、本市の障害者長期計画、障害福祉計画の推進を通じた成果と課題をふまえて、平成24～26年度の3年間の障害福祉サービス等の見込量と、的確に提供していくための方策、障害者支援を推進していくために重点的に取り組む事項を定める計画として策定しました。

2. 計画の位置づけ

この計画は、障害者自立支援法（第88条）に基づく市町村障害福祉計画であり、本市のまちづくりの基本方針である「寝屋川市総合計画」、保健福祉のマスタープランである「寝屋川市地域福祉計画」（愛称：ワガヤネヤガワちいきふくしプラン）との整合性に配慮するとともに、国や大阪府の基本指針をふまえて策定しました。

また、障害者基本法（第11条）に基づく市町村障害者計画として障害者支援の基本方向を示した「寝屋川市障害者長期計画」を、具体的に推進していくための計画の位置づけをふまえて、3年間に重点的に取り組むべき事項も盛り込みました。

障害福祉計画の位置づけ



3. 計画の期間

この計画は、障害福祉計画の策定に係る国の基本指針に基づき、平成24年度から平成26年度までの3年間の計画として策定しました。

なお、障害者自立支援法に代わる(仮称)障害者総合福祉法が平成25年8月までに実施されることとなっているため、計画期間中に見直しを行う可能性があります。

障害福祉計画の期間

18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	→
寝屋川市障害福祉計画 (第1期計画)			寝屋川市障害福祉計画 (第2期計画)			寝屋川市障害福祉計画 (第3期計画)			(仮称)障害者総合福祉法 に基づく取り組み			→
10年度～ 寝屋川市 障害者長期計画			寝屋川市障害者長期計画 (第2次計画)									→

4. 計画の策定方法

この計画は、障害者支援の基本方向である障害者長期計画と密接に連動させて策定・推進するよう、公募による市民および当事者・事業者等の関係団体・機関代表者等が参加する「寝屋川市障害者長期計画推進委員会」における意見交換をふまえて、策定しました。

また、市民の意見を広く聴くため、計画素案に対するパブリックコメントを実施するとともに、当事者のニーズを広く把握するためのアンケートや事業者・関係団体等へのヒアリング等を実施し、長期計画推進委員会での意見交換に反映しました。

なお、改正された障害者自立支援法では、障害福祉計画を作成する際には自立支援協議会の意見を聴くことが努力義務として定められました。本市では長期計画推進委員会と「寝屋川市地域自立支援協議会」を一体的に運営しており、長期計画推進委員会の議論を通じて自立支援協議会の意見を反映するとともに、専門部会・ワーキング等で計画に関する検討を行いました。

5. 計画の進行管理

この計画は、「寝屋川市障害者長期計画推進委員会」において、計画に基づく事業の推進方法に関する検討や、進捗状況の点検・評価などを行い、障害者長期計画と連動させて推進します。

また、「障害者支援を推進していくために重点的に取り組む事項」をはじめとした各々の取り組みについては、自立支援協議会の全体会、専門部会、ワーキング、プロジェクトチーム等を通じて、市の関係部局の連携を図りながら、市民、関係団体、事業者等との役割分担と協働のもとで推進していきます。

障害福祉サービス等の推進方策

1. 障害福祉サービス等を推進していくうえでの考え方

(1) 地域での“自分らしい”生活と社会参加をすすめる支援を充実します

わが国の障害者施策は、平成15年の支援費制度、平成18年の障害者自立支援法と変化してきました。これらは個人の自立と選択の尊重や地域福祉の充実をめざした社会福祉基礎構造改革の流れのなかですすめられてきたものですが、これらの制度改革の成果と課題をふまえつつ、さらに国連で採択された障害者権利条約の理念に沿った新たな障害者制度改革が、現在も検討されています。

今回の障害者制度改革では、すべての障害者を権利の主体である社会の一員として、社会のあらゆる分野の活動に参画する主体と捉え、差別のない社会づくりがめざされています。つまり、「障害者が生活のなかで受ける制約は、社会との関係性のあり方によって生じている」という考え方に立って制度の見直しや社会環境の改善を図り、自ら選択した地域で自立した生活ができるよう支援する制度を構築することを通じて、一人ひとりの個性と多様性が尊重される共生社会の実現を図ることを、基本的な考え方としています。

こうした考え方に沿って改正障害者基本法が平成23年6月に改正され、すべての国民が障害の有無にかかわらず等しく基本的人権を有し、相互に人格と個性を尊重しあいながら共生社会の実現をめざすという目的が明記されました。施策のあり方についても、「地域社会での共生」という基本原則をふまえた取り組みを規定しています。また、障害者自立支援法に代わる(仮称)障害者総合福祉法の制定に向けた検討がすすめられており、平成23年8月には骨格提言が行われました。これらをふまえて、この計画の期間中にも、障害者制度は大きく変化するものと考えられます。

寝屋川市では、「みんなが“自分らしく”暮らしあうまちづくり」を基本理念とした「寝屋川市障害者長期計画（第2次計画）」に基づき、市民の相互理解と共感を基盤とした障害者支援を推進してきました。こうした取り組みを基盤としつつ、障害者制度改革の理念をふまえて、障害のある人もない人も市民の一人ひとりが、より“自分らしい”生活と社会参加ができるよう、いっそうインクルーシブな（包含する）地域と、支援のしくみづくりを推進していきます。

そのために、第3期の障害福祉計画では、(仮称)総合福祉法の検討において示されている理念や支援の方向性もふまえて、新法へのスムーズな移行も念頭に置きながら、一人ひとりのニーズに応じた地域での自立生活や就労を支援するためのサービスを充実していくよう、生活のさまざまな場面に関わる人々が連携して支援できるしくみづくりを推進します。

（２）さまざまな力をつないで、一人ひとりのニーズに対応する取り組みをすすめます

地域での自立生活をすすめていくには、生活のさまざまな場面に関わる支援を、一人ひとりの多様なニーズに応じて柔軟に行っていくことが重要です。

そのため、改正された障害者自立支援法では、これまでは特に必要な人にのみ作成していたサービス等利用計画を、障害福祉サービス等を利用するすべての人を対象として作成するよう、第３期計画の期間の３年間で、体制を整備することになりました。福祉施設や医療機関から地域の生活に移行するための相談支援の実施や、相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターの設置など、相談支援体制の充実を図るとともに、自立支援協議会が相談支援を通じた課題を地域の関係者が共有し、解決に向けて連携して取り組んでいく場として法定化され、重要性が高められました。

寝屋川市においても、地域生活を支援するうえで、一人ひとりの状況に応じた適切な対応ができるよう相談支援体制を強化し、複合的な課題があるなどの状況によって、関係機関、事業者、地域などの連携による支援が必要なケースなどへの的確な対応が、よりスムーズにすすめられるしくみづくりを推進します。

また、そうした支援の取り組みの成果を蓄積し、より効果的な課題解決につないだり、施策への反映を図っていくよう、新たに設置する基幹的な機能をもつ相談支援センターがネットワークの中核を担って自立支援協議会の機能を強化し、多様な主体の協力によるネットワークを活かした取り組みを推進します。

（３）他分野との連携・公民の協働による、効果的な支援を推進します

寝屋川市は、第二次の地域福祉計画である「ワガヤネヤガワちいきふくしプラン」を、平成23年度にスタートさせました。この計画は「１＋１を３に！わたしたちのつながりでひろげる「元気都市」の福祉」を目標として掲げ、地域のさまざまな力をあわせて、市民一人ひとりの「その人らしい生活」を支援していくことをめざしています。

障害のある人の生活全体を支えていくには、障害者基本法や障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス等だけでは十分ではありません。年齢や家族の状況などによって児童や高齢などの分野のサービスと組みあわせた支援が必要になる場合もありますし、公的な福祉サービスを土台としつつ、障害のある当事者自身の参加も含めた市民や民間の団体、事業者等による多様な活動や事業を組みあわせていくことで、きめ細かな支援が可能となります。

一方、「障害のある人が住みよいまちは、だれもが住みよいまちだ」と言われるように、障害者福祉の考え方を活かして、すべての市民の生活に関わる地域福祉のしくみを充実していくことも重要です。

だれもが「その人らしい」生活をおくれるまちづくりや支援のしくみづくりを通じて、障害のある人の地域生活への支援を効果的にすすめていくよう、ワガヤネヤガワちいきふくしプラン（地域福祉計画）をはじめとする関連分野の計画等と、連携した取り組みを推進します。

「ワガヤネヤガワちいきふくしプラン」の概要

みんなですすめる地域福祉の方向	
1. みんなですすめる地域福祉の目標	1 + 1 を 3 に！ わたしたちのつながりでひろげる「元気都市」の福祉
2. 地域福祉を総合的にすすめていく枠組み	「地域福祉のしくみと基盤づくり」と「公的なサービスの充実」と「地域福祉活動の推進」の3つの取り組みを、一体的に推進する
3. 役割分担の考え方	市民 地域型の団体 テーマ型の団体 福祉事業者 生活関連事業者 市・関係機関 社協
4. それぞれのエリアでの取り組み	自治会 小学校区 コミュニティセンターエリア 寝屋川市全域

みんなですすめる地域福祉の取り組み	
《取り組みの柱》と《重点的にすすめる活動・事業》	
1. 生活を支援するサービスや活動の充実	(1) 生活のなかの困りごとを、多くの力をつないで解決していくしくみの充実 (2) さまざまな困りごとに対応できるサービスや地域福祉活動の推進 (3) 難しい課題などに対応するセーフティネットのしくみづくり (4) 安心して生活できる「住まい」への支援の推進 (5) 「暮らしと自立」をみんなで支えていく取り組みの推進
2. 相談やニーズを把握する取り組みの充実	(6) 身近な相談の場とネットワークの充実 (7) 多様なつながりを活かした積極的なニーズ把握の推進
3. 地域福祉についての情報伝達と理解の推進	(8) 情報をきめ細かく伝える取り組みの推進 (9) さまざまな場での福祉の学習と話しあいの推進
4. 地域福祉をすすめるつながりづくりの推進	(10) 身近な地域でのつながりづくりの推進 (11) 災害時などに的確に支えあえるネットワークづくり
5. 地域福祉の担い手づくりの推進	(12) 多様な地域福祉活動の場づくりと参加の呼びかけの推進 (13) 福祉の仕事を担う人材の確保への支援
6. 地域福祉活動への支援の充実	(14) 地域の資源を活かした地域福祉活動への支援の推進
7. 権利擁護や虐待防止のための取り組みの推進	(15) みんなで連携してすすめる権利擁護支援の取り組みの推進
8. ユニバーサルデザインのまちづくりの推進	(16) だれもが生活しやすい地域の環境づくり
9. 健康と生きがいづくりの推進	(17) 市民一人ひとりの主体的な健康づくりの推進 (18) だれもが生きがいをもって暮らしていくための参加の場づくり
10. 地域福祉をみんなですすめるしくみづくり	(19) 地域福祉計画を着実に推進するしくみづくり (20) 地域福祉をみんなですすめる協働と連携の場（プラットホーム）の充実

2. 障害福祉サービス等の見込量と提供体制の確保策

(1) 障害福祉サービスの推進の考え方と確保策

自立支援給付（介護給付・訓練等給付）による障害福祉サービスは、つぎの考え方に基づいて推進していきます。

また、1か月あたりのサービス見込量は、第1期・第2期計画での利用実績や新たなニーズを勘案して、以下のとおり推計します。

①訪問系サービス

自宅での介護・家事援助や外出時の移動支援などを行う訪問系サービスは、居宅介護、重度訪問介護、行動援護、重度障害者等包括支援に加え、平成23年10月から視覚障害者の同行援護が、市内・市外の事業者によって提供されています。

各サービスをニーズに応じて提供できるよう、NPOや営利法人等も含めた多様な主体によるサービス提供事業者と、ヘルパー等の従事者の確保に努めます。また、第3期計画では、障害者自立支援法の改正をふまえて障害児支援や地域での自立生活の支援、発達障害のある人などへの支援を推進するよう、障害児や発達障害者などへのサービス提供や、入所施設や医療機関から地域生活に移行する人なども含め、重度の障害がある人を支援する重度訪問介護、行動援護、同行援護ができるヘルパーの確保や、スキルアップのための研修等の取り組みを、障害福祉サービス事業者連絡会等と連携して推進します。

②短期入所

介護者が病気などで自宅での介護ができないときや、介護者の休息などのために、施設に宿泊して介護を行う短期入所は、市内・市外の事業所によってサービスが提供されています。しかし、市内の事業所の定員や受け入れ可能な人の制約などにより、緊急時の利用のための調整が難しい状況があります。

必要なときに利用できるよう、各事業所の受け入れ体制を充実するとともに、ケアホームの活用なども含めて新たな受け皿を増やしていくよう、自立支援協議会等を通じて検討・推進します。また、緊急のニーズに的確に対応できるよう、事業者等による情報の共有やコーディネートのおしくみづくりも検討します。

訪問系サービスの見込量（１か月あたり）

（単位：時間〔（ ）は利用者数〕）

		平成24年度	平成25年度	平成26年度
身体障害者	居宅介護	6,692 (198)	7,335 (217)	7,977 (236)
	重度訪問介護	2,924 (22)	3,057 (23)	3,190 (24)
	同行援護	1,841 (59)	1,903 (61)	1,966 (63)
	重度障害者等包括支援	434 (2)	434 (2)	434 (2)
知的障害者	居宅介護	1,172 (58)	1,273 (63)	1,374 (68)
	行動援護	366 (11)	400 (12)	433 (13)
	重度障害者等包括支援	532 (4)	532 (4)	532 (4)
精神障害者	居宅介護	2,155 (133)	2,317 (143)	2,479 (153)
	行動援護	4 (2)	6 (3)	8 (4)
障害児	居宅介護	750 (30)	800 (32)	850 (34)
	行動援護	12 (3)	16 (4)	20 (5)
合計	居宅介護	10,769 (419)	11,725 (455)	12,680 (491)
	重度訪問介護	2,924 (22)	3,057 (23)	3,190 (24)
	同行援護	1,841 (59)	1,903 (61)	1,966 (63)
	行動援護	382 (16)	422 (19)	461 (22)
	重度障害者等包括支援	966 (6)	966 (6)	966 (6)

短期入所の見込量（１か月あたり）

（単位：人日（延べ日数）〔（ ）は利用者数〕）

		平成24年度	平成25年度	平成26年度
短期入所	身体障害者	144 (30)	158 (33)	173 (36)
	知的障害者	308 (46)	328 (49)	348 (52)
	精神障害者	14 (3)	14 (3)	18 (4)
	障害児	41 (9)	46 (10)	51 (11)
	合計	507 (88)	546 (95)	590 (103)

③日中活動系サービス

日中活動系サービスは、障害者自立支援法に基づく新体系のサービスとして、介護給付の生活介護、療養介護、児童デイサービス、訓練等給付の自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）が、市内・市外の事業所によって提供されています。なお、自立訓練（機能訓練）と就労継続支援A型は市内には事業所がなく、市外の事業所が利用されています。23年度までは旧法に基づく通所施設や小規模通所授産施設による旧法施設支援も実施されていましたが、平成24年度はすべての事業所が新体系に移行します。

支援学校の卒業者や、入所施設や医療機関から地域生活に移行する人などのニーズに対応できるよう、障害児者福祉施設協議会等と連携し、必要なサービスの確保を推進します。また、重度の障害がある人のニーズに対応した事業所の確保についても、自立支援協議会等を通じて検討・推進します。市内での確保が難しいサービスについては、近隣市などの事業所がスムーズに利用できるよう、連携の強化や情報提供の充実に努めます。

あわせて、就労継続支援事業所等における工賃向上を推進するよう、府の「工賃倍増プロジェクト」と連携を図るとともに、市や関係機関等からの発注の推進、市内のさまざまな事業所（企業等）と連携した取り組み等を、障害児者福祉施設協議会等と連携して推進します。

日中活動系サービスの見込量（１か月あたり）

（単位：人日（延べ日数）〔（ ）は利用者数・療養介護は（人）〕）

		平成24年度	平成25年度	平成26年度
身体障害者	生活介護	1,830 (107)	1,949 (114)	1,984 (116)
	自立訓練(機能訓練)	36 (3)	48 (4)	48 (4)
	就労移行支援	44 (4)	44 (4)	44 (4)
	就労継続支援(A型)	19 (1)	19 (1)	38 (2)
	就労継続支援(B型)	302 (16)	321 (17)	340 (18)
知的障害者	生活介護	6,764 (356)	7,106 (374)	7,505 (395)
	自立訓練(生活訓練)	71 (4)	89 (5)	107 (6)
	就労移行支援	707 (38)	744 (40)	781 (42)
	就労継続支援(A型)	69 (3)	92 (4)	115 (5)
	就労継続支援(B型)	3,648 (190)	3,782 (197)	3,936 (205)
精神障害者	生活介護	11 (3)	18 (5)	28 (8)
	自立訓練(生活訓練)	121 (11)	143 (13)	154 (14)
	就労移行支援	320 (23)	334 (24)	348 (25)
	就労継続支援(A型)	8 (1)	16 (2)	24 (3)
	就労継続支援(B型)	1,074 (91)	1,097 (93)	1,121 (95)
合計	生活介護	8,605 (466)	9,073 (493)	9,517 (519)
	自立訓練(機能訓練)	36 (3)	48 (4)	48 (4)
	自立訓練(生活訓練)	192 (15)	232 (18)	261 (20)
	就労移行支援	1,071 (65)	1,122 (68)	1,173 (71)
	就労継続支援(A型)	96 (5)	127 (7)	177 (10)
	就労継続支援(B型)	5,024 (297)	5,200 (307)	5,397 (318)
療養介護 (人)		3	3	3

④居住系サービス

居住系サービスは、障害者自立支援法に基づく新体系のサービスとして、介護給付の共同生活介護（ケアホーム）、施設入所支援、訓練等給付の共同生活援助（グループホーム）が、市内・市外の事業所によって提供されています。23年度までは旧法に基づく入所施設等による旧法施設入所も実施されていましたが、平成24年度はすべての事業所が新体系に移行します。なお、障害者自立支援法の改正により、平成23年10月から共同生活介護（ケアホーム）、共同生活援助（グループホーム）の利用に対する助成が創設され、利用の促進が図られています。

入所施設や医療機関から地域生活への移行をすすめるうえでの受け皿となるとともに、家族から自立して生活する場、いわゆる“親亡き後”の生活の場を提供していくうえでのひとつの方法として、共同生活介護（ケアホーム）や共同生活援助（グループホーム）の整備を、事業所等の協力を得て推進します。そのために、府営住宅等の公的住宅の活用を図るよう、府と連携して推進します。また、世話人の確保なども含めた地域との連携を、自立支援協議会等を通じて検討・推進します。あわせて、事業の認可を行う府が事業者等と連携を強化するよう要望するとともに、事業が安定的に実施できる適正な報酬体系などを国に要望していきます。

なお、障害者自立支援法、児童福祉法の改正により、障害児施設に入所している18歳以上の人は地域生活等に移行し、障害者自立支援法で支援していくこととなったことをふまえ、生活の場となる共同生活介護（ケアホーム）等の確保を推進します。

居住系サービスの見込量

(単位：人)

		平成24年度	平成25年度	平成26年度
身体障害者	共同生活介護	1	2	3
	施設入所支援	34	34	34
知的障害者	共同生活援助	122	129	136
	共同生活介護			
	施設入所支援	98	94	90
精神障害者	共同生活援助	20	21	22
	共同生活介護			
	施設入所支援	0	0	0
合計	共同生活援助	143	152	161
	共同生活介護			
	施設入所支援	132	128	124

グループホーム・ケアホームの整備見込量

(単位：人)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
共同生活援助	122	131	140
共同生活介護			

⑤相談支援（計画相談支援・地域相談支援）

改正された障害者自立支援法では、地域で自立して生活していくうえでの課題の解決や障害福祉サービスの適切な利用などをケアマネジメントの手法で支援するため、相談支援の対象が大幅に拡大されました。

また、障害者・障害児施設や精神科病院から地域生活に移行する人や、家族などから独立してひとりで生活している人などを支援する地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）も制度化されました。

障害福祉サービスを利用するすべての人を対象として、サービスの支給決定または変更時にサービス等利用計画を作成するとともに、利用開始後の継続的なモニタリングを実施していくために、これらの相談支援の提供体制を平成26年度までに整備するよう取り組みます。

そのため、これまでサービス等利用計画を作成してきた相談支援事業所に加え、新たな事業所を指定するなど、計画作成を担当する事業所の確保を図ります。また、サービス利用者が自ら作成するセルフプランについても、当事者や家族の主体性を高めるエンパワメントの視点にたって推進します。

地域移行・定着に関する支援は、これまでサービス等利用計画を作成してきた事業所などが府の指定を受けて実施するよう、事業者と連携して推進します。

あわせて、計画相談支援や地域相談支援による計画作成や継続的な支援が円滑に行われるように、自立支援協議会を通じて関係者の連携を図り、ニーズに応じたサービス提供体制の充実や連携の強化を推進します。

→【「重点的に取り組む事項」(p. 27)として推進します】

相談支援の見込量

(単位：人)

		平成24年度	平成25年度	平成26年度
計画相談支援	身体障害者	12	61	123
	知的障害者	16	84	173
	精神障害者	9	46	100
	合計	37	191	396
地域移行支援	身体障害者	1	1	1
	知的障害者	7	7	11
	精神障害者	3	3	4
	合計	11	11	16
地域定着支援	身体障害者	7	8	9
	知的障害者	10	11	16
	精神障害者	9	11	13
	合計	26	30	38

(※)障害児の計画相談支援は、障害児相談支援サービス (p. 19) に記載

（２）地域生活支援事業の内容と事業量

地域生活支援事業には、必須事業として相談支援事業、コミュニケーション支援事業、日常生活用具給付等事業、移動支援事業、地域活動支援センター事業の５つの事業があり、これら以外に市町村が判断して実施する任意事業があります。

第３期計画では、つぎの事業を実施します。

①相談支援事業〔必須事業〕

相談支援事業は、障害福祉サービス等をすすめるうえで「要」として推進してきました。障害者自立支援法の改正では、相談支援の充実が柱のひとつとされており、障害福祉サービス（個別給付）として実施する相談支援をあわせて、事業の実施体制を充実します。

また、自立支援協議会の機能と体制のいっそうの強化を図り、相談を通じて把握した課題を解決し、地域での自立生活を支援する取り組みを推進します。

→【「重点的に取り組む事項」（p. 27）として推進します】

〔障害者・障害児相談支援事業〕

障害者・障害児等からの各種相談に対応する相談支援事業は、引き続き市の「寝屋川市相談支援事業」と三障害に対応した事業所に委託して実施するとともに、障害児を対象とした相談支援を市立あかつき・ひばり園で実施します。

また、障害者自立支援法の改正により新たに位置づけられた基幹的な機能をもつ相談支援センターを設置し、市の公共性を活かすとともに、専門性を有する事業所（委託）と連携し、共同で運営するよう推進します。

基幹的な機能をもつ相談支援センターは、相談支援事業や計画相談支援、地域相談支援を行う事業所と連携して、効果的な支援や課題解決に向けたしくみづくりをすすめ、支援困難ケースのサポートなどを行います。

〔市町村相談支援機能強化事業〕

相談支援事業の機能を強化するために専門的な職員を配置する市町村相談支援機能強化事業を、相談支援事業を委託する事業所で実施し、支援困難ケースへの対応やアウトリーチ（地域に出向く相談支援）による積極的なニーズ把握と支援などを含めた相談支援のレベルアップを図ります。

〔住宅入居等支援事業〕

施設や医療機関から地域生活へ移行する人の住まいの確保などの支援を行う住宅入居等支援事業は、地域移行支援、地域定着支援（個別支援）を、自立支援協議会を通じて円滑に行うための支援などを引き続き行うよう、基幹的な機能をもつ相談支援センターにおいて実施します。

[成年後見制度利用支援事業]

成年後見制度利用支援事業は、成年後見制度の利用を必要としながら親族等による申立が困難な人に対する市長申立と連動するとともに、委託相談支援事業所における相談支援のなかで実施しており、基幹的な機能をもつ相談支援センターにおいて引き続き実施します。

なお、この事業は「重点的に取り組む事項」のなかで掲げている「(仮称)権利擁護支援センター」の設置に向けた検討とも整合性を図りながら推進します。

[自立支援協議会]

自立支援協議会は、相談支援事業を適切に実施していくうえでの関係機関のネットワークづくりと事業の運営評価というこれまでの機能に加えて、計画相談支援（サービス等利用計画）の質の向上や、地域相談支援（地域移行・定着支援）を効果的に推進するためのネットワークづくりと社会資源の開発、障害者虐待防止法の成立もふまえた権利擁護支援のネットワークの強化などの役割を担うことが求められています。

寝屋川市では、第1期・第2期計画においては、障害者長期計画推進委員会との一体的な運営を通じて、相談支援や各種事業等を通じて把握した課題を共有し、障害者長期計画・障害福祉計画と連動させながら、解決に向けた取り組みを計画的に推進することを主軸として、自立支援協議会の運営を行ってきました。

第3期計画においては、改正された障害者自立支援法をふまえて、地域生活の支援と課題解決に向けた連携と具体的な取り組みをすすめる機能を高めるよう、寝屋川市の課題に応じて専門部会の再構築を図るとともに、基幹的な機能をもつ相談支援センターが事務局を担い、各専門部会等と連携しながら運営の充実を図ります。

相談支援事業の事業量

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
障害者・障害児相談支援事業(か所)	5	5	5
市町村相談支援機能強化事業	実施	実施	実施
住宅入居等支援事業	実施	実施	実施
成年後見制度利用支援事業	実施	実施	実施
自立支援協議会	実施	実施	実施

②コミュニケーション支援事業〔必須事業〕

コミュニケーション支援事業として、聴覚や言語機能に障害がある人の社会参加を推進するよう、手話通訳者と要約筆記者の派遣を引き続き実施します。また、夜間、休日の救急時に、関係機関と連携して手話通訳者の派遣を行います。これらの事業は、より効果的な支援ができるよう派遣する活動等の範囲や、災害等の緊急時に対応できる派遣体制づくりについても検討しながら推進していきます。福祉事務所での手話通訳者の設置も引き続き実施します。

視覚に障害がある人の社会参加を促進するための点訳・音訳も引き続き推進します。

あわせて、視覚と聴覚の両方に障害のある人への支援なども含めた多様なニーズに対応した手話奉仕員・要約筆記奉仕員を確保するよう、手話奉仕員・要約筆記奉仕員養成研修事業を実施します。

また、重度の障害でコミュニケーションに支援が必要な人が医療機関に入院したときに、医師や看護師等との意思疎通を支援するヘルパー等を派遣する事業の実施についても検討します。

コミュニケーション支援事業の事業量（年間）

（単位：人（実利用者数））

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
手話通訳者派遣事業	40	41	42
要約筆記者派遣事業	2	3	4
手話通訳者設置事業（設置人数）	2	2	2

③日常生活用具給付等事業〔必須事業〕

日常生活用具給付等事業として、介護訓練支援用具、自立生活支援用具、在宅療養等支援用具、情報・意思疎通支援用具、排泄管理支援用具、住宅改修費の給付を引き続き行います。

なお、自立生活支援用具の火災警報器、情報・意思疎通支援用具のデイジー再生機の利用を引き続き推進します。

日常生活用具給付等事業の事業量（年間）

（単位：件）

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
介護訓練支援用具	17	17	17
自立生活支援用具	102	104	106
在宅療養等支援用具	52	52	52
情報・意思疎通支援用具	66	67	68
排泄管理支援用具	5, 570	5, 670	5, 770
住宅改修費	6	6	6

④移動支援事業【必須事業】

移動支援事業は、市内・市外の事業者と契約して、個別支援型、グループ支援型、車両移動型のサービスを実施しており、第3期計画においても継続して実施します。

また、従事者（ガイドヘルパー）を確保するため実施している養成講座についても、障害福祉サービス事業者連絡会と連携し、継続して実施します。

なお、視覚障害によって移動に著しい困難がある人への支援は、平成23年10月より障害福祉サービス（個別給付）の同行援護として実施しています。

移動支援事業の事業量（年間）

（単位：時間・人〔（ ）は利用者数〕）

		平成24年度	平成25年度	平成26年度
移動支援事業	身体障害者	32,568 (117)	33,132 (119)	33,684 (121)
	知的障害者	35,040 (186)	36,744 (195)	38,436 (204)
	精神障害者	2,400 (10)	2,640 (11)	2,880 (12)
	障害児	21,180 (127)	22,356 (134)	23,520 (141)
	合計	91,188 (440)	94,872 (459)	98,520 (478)

⑤地域活動支援センター事業【必須事業】

多様なニーズに対応した日中活動の場となる地域活動支援センター事業は、精神障害者への相談支援や日中活動支援を行うⅠ型と、デイサービスの機能をもつⅡ型を、身体障害者福祉センター、東障害福祉センター（Ⅱ型）および市内の事業所に委託（Ⅰ型・Ⅱ型）して実施しており、第3期計画においても継続して実施します。

地域活動支援センター事業の事業量

（単位：か所・人〔（ ）は利用者数〕）

		平成24年度	平成25年度	平成26年度
地域活動支援センター		4 (185)	4 (185)	4 (185)
	Ⅰ型	1	1	1
	Ⅱ型	3	3	3

⑥その他の事業〔任意事業〕

本市では、任意事業として下記の事業を実施します。

○日中一時支援事業

介護者が一時的に介護ができないとき（昼間）の支援や、日中の活動の場として、引き続き市内・市外の事業所と契約して実施します。

なお、学齢期の障害児の日中活動の場については、障害者自立支援法の改正によって新設された放課後等デイサービス（個別給付）においても推進するよう、事業者の確保を図ります。

○訪問入浴サービス事業

家庭の浴槽での入浴が困難な人に、移動入浴車で訪問してサービスを提供します。

○社会参加促進事業

〔スポーツ・レクリエーション教室開催等事業〕

スポーツ・レクリエーションを通じてＱＯＬ（生活の質）の向上や社会参加をすすめるよう、スポーツ・レクリエーション教室やスポーツ大会を開催します。

〔点字・声の広報発行事業〕

「広報ねやがわ」を音訳した「声の広報」や「点字広報」を視覚障害者等に配付します。声の広報については平成23年度よりデイジー版も作成しており、再生機器の普及を図りながら利用を推進します。

〔手話奉仕員・要約筆記奉仕員養成研修事業〕

手話奉仕員・要約筆記奉仕員を養成するための講座を実施します。また、手話通訳者・要約筆記者のレベルアップを図るよう、現任訓練も実施します。

〔自動車改造助成事業〕

重度の障害があり、就労などに自動車が必要な人が障害に適応した改造を行う際に、経費の一部を助成します。

○更生訓練費・施設入所者就職支度金給付事業

更生訓練（就労移行支援、自立訓練）を受けている身体障害者の自立を促進するために、更生訓練費と就職支度金を給付します。

その他の事業の事業量（年間）

		平成24年度	平成25年度	平成26年度
日中一時支援事業	(回)	2,000	2,000	2,000
訪問入浴サービス事業	(回)	210	220	230
自動車改造助成事業	(件)	7	7	7

(3) 障害児支援サービスの内容と事業量

障害者自立支援法の改正においては、障害児支援の強化が柱のひとつとして掲げられ、通所、入所のサービスをあわせて改正された児童福祉法に一本化し、身近な地域で支援が受けられるよう、障害種別に分かれた施設体系を一元化して実施されることとなりました。

寝屋川市では、市立あかつき・ひばり園が中核となり、関係機関・団体、事業者等と連携して障害児支援を推進しています。これまでの取り組みの継続性に配慮しながら、新たな制度体系をふまえてつぎの事業を実施するよう、新たな事業者の確保なども含めた体制の整備を推進します。

→【「重点的に取り組む事項」(p. 33)として推進します】

①児童発達支援・医療型児童発達支援

知的障害児通園施設として運営してきた市立ひばり園・第2ひばり園を福祉型児童発達支援センター、肢体不自由児通園施設として運営してきた市立あかつき園を医療型児童発達支援センターに移行し、両施設の専門性を活かしつつ総合的な体制を活かして、さまざまな障害をもつ児童や家族に対する支援を行います。また、保育所等訪問支援や障害児相談支援も実施し、乳幼児期の障害児支援のセンター機能を活かしたワンストップ対応を、いっそう充実します。

児童発達支援事業は、上記のセンターに加えて、市立総合センター内のどんぐり教室を移行して実施します。また、コミュニティセンターエリアなどの身近な地域で利用できるよう事業所の確保を推進します。あわせて、北河内エリアで行われている発達障害児に対する療育支援等についても推進します。

②放課後等デイサービス

放課後や長期休業中の訓練や活動の場を提供する放課後等デイサービスは、留守家庭児童会や地域での支援、日中一時支援事業等の多様な支援方策等との調整を図りながら、ニーズをふまえたサービス提供体制を整備していくよう、多様な主体による事業所の確保を推進します。

③計画相談支援・障害児相談支援

障害福祉サービスを利用するすべての障害児を対象として、サービスの支給決定または変更時にサービス等利用計画（訪問系サービスや短期入所などの居宅サービスを利用する場合）・障害児支援利用計画（通所サービスを利用する場合）を作成するとともに、利用開始後の継続的なモニタリングを実施する計画相談支援・障害児相談支援は、市立あかつき・ひばり園で実施するとともに、新たな事業所を指定し、実施体制の確保を図ります。

障害児支援サービスの見込量（1 か月あたり）（単位：人日（延べ日数）〔（ ）は利用者数〕）

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
児童発達支援	2,180 (160)	2,380 (170)	2,580 (180)
医療型児童発達支援	800 (40)	800 (40)	800 (40)
放課後等デイサービス	300 (30)	500 (50)	600 (60)
保育所等訪問支援	10	15	20
計画相談支援	5	28	59
障害児相談支援	17	25	30

(4) サービス提供体制の確保と利用促進のための取り組み

障害福祉サービス、地域生活支援事業、障害児支援サービスを計画的に実施するとともに、必要なサービスが的確に利用されるよう、つぎの取り組みを推進します。

① サービスを提供する事業者の確保

各年度の見込量・事業量に対応したサービス提供体制を確保するため、自立支援協議会を通じて障害福祉サービス事業者連絡会や障害児者福祉施設協議会等と連携し、各事業の推進を図ります。また、新規の事業者の参入を推進するうえで、NPO法人や営利法人等の多様な主体とも連携し、質の高いサービス提供を推進していくしくみをつくっていくよう、自立支援協議会を通じて取り組みます。

あわせて、市内での提供が難しいサービスについて、近隣の事業所がスムーズに利用できるよう、連携の強化や情報提供の充実に努めます。

② サービス提供を担う人材の確保とスキルアップの推進

質の高い障害福祉サービス等を提供する人材を確保するために、適切な処遇を受けられる報酬体系とすることをはじめとした取り組みを積極的に推進するよう、国に要望します。また、地域生活支援事業等の報酬や委託料についても、適正な事業実施を推進するよう、財源の確保に努めます。

あわせて、人と人がふれあう福祉の仕事のすばらしさと大切さを市民が理解し、福祉の仕事をめざす人を増やすとともに、誇りをもって働き続けられるよう、自立支援協議会を通じて取り組むとともに、高齢や児童などの分野の事業者等とも連携した全市的な取り組みを、ワガヤネヤガワちいきふくしプラン（地域福祉計画）と連動させて推進します。

また、サービスを提供するうえでのスキルを高め、利用者の自立支援と権利擁護をすすめる質の高いサービスを提供すると同時に、定着して従事する意欲を高めていくためにも継続的な研修等が受けられるよう、障害福祉サービス事業者連絡会や障害児者福祉施設協議会等と連携して推進します。

③ ニーズに対応したサービスの開発や効果的な提供のしくみづくり

障害者自立支援法の改正で発達障害が対象として明記されたことや、高次脳機能障害、若年性認知症、難病など、障害の特性に応じた支援が必要なケースが増えていることなどをふまえ、専門機関と連携して、事例の蓄積などを通じて支援方策の普及やサービスに従事する人の理解の推進とスキルの向上を図るとともに、支援プログラムの開発・推進を図っていくよう、自立支援協議会等を通じて取り組みます。

また、地域移行や地域定着支援等を含めて、地域での自立した生活を効果的に支援するための新たなサービスの開発や、事業者、関係機関・団体、地域、行政等が連携し、役割を分担しながら効果的に提供していくしくみづくりなどを、自立支援協議会等を通じて推進します。

障害児支援サービスについても、保育や教育等の分野とも効果的に連携し、乳幼児期から学齢期、学卒期への継続的な支援のいっそうの推進を図るよう、自立支援協議

会に(仮称)障害児部会を設置し、協議・連携を図っていくよう取り組みます。

あわせて、ニーズに的確に対応したサービスの支給決定が行えるように、サービス等利用計画の作成を推進するとともに、支給決定ガイドラインを適切に運用し、ガイドラインを上回るニーズについて協議調整を行うしくみを、自立支援協議会を通じて検討・推進します。

④サービスを適切に利用するための支援の充実

支援を必要とする人が障害福祉サービス等を適切に利用できるよう、制度やサービスについての情報提供等を、広報ねやがわや市のホームページ、各種パンフレットを活用して推進します。また、身近なところで「人と人のつながりによる情報提供」ができるよう、自立支援協議会等のネットワークを活かし、関係機関・団体、事業者、地域等と連携して推進します。

その際、障害者自立支援法の改正により、利用者負担は所得に応じた応能負担が原則とされたことをふまえ、利用料の負担が必要なサービス利用を妨げることをないよう、情報提供の充実を図ります。

また、ニーズを的確に把握して必要なサービスにつなぐよう、福祉事務所、相談支援事業所、専門相談機関のネットワークを強化するとともに、当事者によるピアカウンセリング、高齢や児童などの分野の相談機関や地域の相談支援機能等とも連携して総合的な相談支援体制を確立していきます。あわせて、アウトリーチ（地域に出向く相談支援）による積極的な取り組みや、「まちかど福祉相談所」などを含めた地域に密着した取り組みとも連携して推進します。

⑤障害福祉サービス等を利用する人の権利擁護の推進

障害福祉サービス等を利用する人の権利が守られ、安心して利用できるものとするよう、より質の高いサービスを提供するとともに、障害者虐待防止法が平成24年10月から施行されることもふまえて、「障害者虐待防止センター」を設置し、相談支援事業と連携して虐待等の発生の防止や迅速な対応に取り組みます。また、継続的な研修等を通じて事業者や従事者の技術や意識を高めていくよう、障害福祉サービス事業者連絡会や障害児者福祉施設協議会等と連携して推進します。

利用者の意見や苦情をサービスの改善につないでいくよう、各事業所において意見の聴取や第三者委員による調査などの活動を推進するとともに、自立支援協議会の専門部会やワーキング等でも取り組みを推進します。あわせて、市の窓口や市が実施しているオンブズパーソン（苦情調整委員）制度を通じて課題を把握し、改善に向けて指導や勧告を行っていきます。

また、高齢や児童などの分野も含めて、福祉に関する権利擁護の支援を行う「(仮称)権利擁護支援センター」の設置を推進するよう、ワガヤネヤガワちいきふくしプラン（地域福祉計画）や高齢者保健福祉計画における高齢者の権利擁護、児童分野での要保護児童対策地域協議会の取り組みなどと連動させて、検討していきます。

3. 地域生活への移行・一般就労への移行に関する目標と推進方策

障害者の自立支援をすすめるうえでの重点的な取り組みとして、福祉施設や精神科病院で暮らしている人の地域生活への移行と、福祉施設で就労訓練等を行っている人の一般就労への移行を推進するよう、目標と推進方策をつぎのように定めます。

(1) 地域生活への移行

【目標値】

①福祉施設で生活していて、地域生活への移行をすすめる人

国は、第1期・第2期の障害福祉計画の基本指針で、平成23年度末までに福祉施設で生活している人の1割以上が地域生活に移行するとともに、施設入所者数を7%以上削減することを基本として、地域の実情に応じて目標とするものと定めました。また、大阪府では、施設で生活している人の23%の人を地域生活に移行するものとししました。本市はこれらの指針をふまえて目標を設定し、取り組みをすすめています。

第3期計画では、国は、施設入所者の削減目標を1割以上を基本として、地域の実情に応じて目標とするものと定めました。一方、府は独自で調査を実施して把握した地域移行の希望をもつ施設入所者数をふまえて平成26年度までの目標を設定することとし、大阪府全体では、平成17年10月1日時点の施設入所者数の4割以上が地域生活に移行し、22%以上を削減するという数値目標を示しました。

第1期計画からの取り組みを通じて、本市では平成18年度から平成22年度までに26人が福祉施設から地域生活に移行しました。府が平成23年6月に実施した調査では、さらに30人が地域移行を希望していることから、今後3年間でこれらの人のニーズをふまえた取り組みをすすめるよう、平成26年度末までに累計で56人（平成17年10月の時点で施設で生活していた174人の約32%）が地域生活に移行することをめざすものとしします。

また、平成26年度末の施設入所支援の見込量を124人とし、174人から約29%の削減をめざすものとしします。

福祉施設から地域生活に移行する人の目標

(単位：人)

	実 績						目 標		
	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
施設から移行	11	5	6	3	1	(2)	8	8	12
累計	11	16	22	25	26	(28)	36	44	56

(※)平成23年度は推計値

②社会的入院の状況にあって、地域生活への移行をすすめる人

国は、第1期・第2期の障害福祉計画の基本指針で、受け入れ条件が整えば退院可能な精神科病院入院患者7万人の退院促進を図るものと定めました。一方、大阪府はこれまでの退院促進支援事業等の実績をふまえ、府内で平成23年度までに退院可能な人を1,908人と設定しました。これを人口で按分すると本市では27人となることから、本市では、この大阪府の考え方に基づいて目標を設定し、取り組みを推進してきました。

府と連携して実施した退院促進事業などを通じて、平成18年度から平成22年度までに10人が精神科病院から地域生活に移行しました。また、市内の精神科病院等による独自の取り組みにより、退院促進事業以外で多くの人の退院を支援しています。

第3期計画では、より具体的に「1年未満入院者の平均退院率」、「5年以上かつ65歳以上の入院者の退院者数」という着眼点に基づいて数値目標を設定することとなりました。「1年未満入院者の平均退院率」について、国は平成26年度は平成20年6月30日調査よりも7%相当を増加させることとし、大阪府は退院率を77.8%とすることとしました。また、「5年以上かつ65歳以上の入院者の退院者数」について、国は直近の状況よりも20%増加させることとし、大阪府は平成26年度の数値目標を490人と設定しました。あわせて大阪府は、これまで実施してきた退院促進支援事業の利用可能者数をふまえて、各年度の退院見込者数を平成24年度587人、平成25年度605人、平成26年度623人としました。

第3期計画では、府の数値目標をふまえて、平成26年度までに 人が地域生活に移行することを目標として取り組んでいくものとします。(検討中)

精神科病院から地域生活に移行する人の目標

(単位：人)

	実 績						目 標		
	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
病院から移行	0	7	1	2	0	(2)			
累計	0	7	8	10	10	(12)			

(※)平成23年度は推計値

【推進方策】

* 地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）の推進

地域相談支援として実施する地域移行支援・地域定着支援を、ニーズに応じた的確に実施していくよう、指定一般相談支援事業所の体制を確保します。

また、自立支援協議会の相談支援ネットワーク会議等を通じて、各相談支援機関や関係機関等の連携による支援のレベルアップを図ります。

* 自立支援協議会における連携の推進

地域相談支援を効果的に推進し、福祉施設や精神科病院から地域に移行し、自立して生活するうえで必要となるさまざまな支援の調整、地域との協力関係の確立、

利用者自身の自立の意識づくりなどを総合的に支援するとともに、これらを円滑にすすめるためのしくみづくりや、必要に応じて新たな資源の開発なども行っていくよう、自立支援協議会の地域生活支援部会、新設する(仮称)精神障害者部会や各々のワーキング等において、関係機関・団体、事業者等と連携して推進します。

*** 自立に向けた意識づくりを支援する取り組みの充実**

福祉施設や精神科病院を出て、地域で生活する意識を高めていくために、施設や病院を訪問して相談や情報提供を推進します。また、精神科病院からの地域移行については、府が主体となって推進されてきた「自立支援促進会議」を通じた退院促進の取り組みの成果を活かして取り組んでいくよう、自立支援協議会に設置する(仮称)精神障害者部会を通じて大阪府寝屋川保健所等と連携し、新たなしくみづくりをすすめます。

あわせて、宿泊や日中活動の体験などの場やプログラムづくりを、事業者等による先駆的な取り組みの成果をふまえながら、自立支援協議会を通じて事業者等と連携し、普及・推進していきます。

*** 地域での住まいの確保**

共同生活介護（ケアホーム）や共同生活援助（グループホーム）の設置を推進します。

また、一般の住宅の活用を支援するよう住宅入居等支援事業を実施し、地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）と連携した住まいの確保を推進します。

*** 日中活動の場の確保や就労に向けた支援の推進**

福祉施設から地域生活に移行する人のニーズに応じた、日中活動系サービスの確保を図ります。

また、障害者就業・生活支援センター等が中心となって就労を希望する人への支援を推進します。

*** 地域生活を支援するサービス等の充実**

地域で自立して生活していくうえで必要な支援として、訪問系サービスや短期入所、移動支援などが適切に利用できるよう、サービス等利用計画をふまえ、ガイドラインに基づく支給決定を行います。また、サービス支給のガイドラインを超える支援が必要なケースについて、ニーズをふまえて協議調整を行い、適切かつ公平な支給決定ができるしくみづくりを検討します。

*** 権利擁護に関する支援の推進**

福祉サービスの利用や日常的な金銭管理などに支援が必要な人には、日常生活自立支援事業や成年後見制度を利用した支援を行うよう、支援体制の充実を図るとともに、成年後見制度利用支援事業なども活用して支援します。

***医療やリハビリテーションに関する支援の推進**

地域で必要な医療やリハビリテーション等が受けられるように、医師会、歯科医師会等の関係機関と連携して取り組みます。

***経済的な面での支援の推進**

地域で生活していくための収入を確保するため、就労継続支援事業等における工賃向上や、就労に向けた支援を推進します。

また、経済的な面での自立を促進するための各種制度が、必要に応じて効果的に利用されるよう、自立支援の観点からの効果的な支援の方策等を検討・推進します。

***地域における理解や支えあいの推進**

障害のある人を地域で受け入れ、日常的なつきあいを通じて見守りや支援を行っていくよう、障害についての市民の理解を広くすすめていくとともに、関係機関、事業者等と連携して支援するしくみや担い手の養成を推進します。

また、災害時に安全に避難ができるよう支援する体制づくりも推進します。

【「地域生活を支えるしくみづくり」の推進】

福祉施設や精神科病院からの地域移行を支援する取り組みは、家族から自立して生活したり、いわゆる“親亡き後”の生活を支援する取り組みと多くの部分で重なりあっています。また、すでに地域で生活している人が、より“自分らしい”生活をおくるための支援でもあることをふまえ、地域移行を支援する取り組みの推進方策として掲げた事項は、「地域生活を支えるしくみづくり」として、より幅広い視点で取り組んでいくよう、第3期計画における自立支援協議会のテーマのひとつに位置づけて推進します。

(2) 福祉施設から一般就労への移行

【目標値】

国は、第1期・第2期の障害福祉計画の基本指針で、福祉施設から一般就労に移行する人を平成23年度に4倍にすることを目標として定めました。大阪府は、基準となる人数を平成16年度の施設調書で府内の福祉施設から一般就労に移行した人のデータから、204人と設定しました。これを施設利用者数で按分すると本市では6.5人となることから、平成23年度の目標値を平成16年度の6.5人の4倍にあたる26人として、一般就労への移行を支援する取り組みを推進してきました。

第3期計画では、国は第2期計画の目標（平成16年度の4倍）を継承していますが、大阪府はこの間の府内での取り組みの成果をふまえて、平成26年度には府内で1,100人が福祉施設から一般就労に移行することを目標に掲げています。これを平成22年度の市町村別の福祉施設利用者数で按分すると、本市は32人となります。

本市では、この大阪府の考え方にに基づき、平成26年度には平成16年度の約5倍にあたる32人が福祉施設から一般就労に移行することをめざすこととします。

福祉施設から一般就労に移行する人の目標

(単位：人)

	実 績						目 標		
	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
一般就労に移行	3	7	6	5	11	(12)	20	25	32

(※)平成23年度は推計値

【推進方策】

＊就労支援を総合的にすすめるしくみの充実

就労に向けた準備（職業教育や訓練、実習等）、就職活動の支援、継続して就労するための生活面も含めたフォローや、障害者を雇用する事業所の開拓・支援など、一人ひとりのニーズをふまえて総合的な就労支援をすすめるしくみを充実していくよう、障害者就業・生活支援センターを中心として、自立支援協議会を通じて関係機関が連携して取り組みます。

＊就労移行支援事業の充実

就労移行支援事業を効果的に推進していくよう、就労移行支援事業所のネットワークを強化し、障害者就業・生活支援センターや支援学校等とも協力して、情報共有や支援における連携を推進します。

＊就労に関する訓練の場の充実

市の庁舎内実習をはじめ公的機関での実習の場を拡充するよう、職域の開発や環境づくりを推進します。

また、障害者委託訓練事業や障害者試行雇用（トライアル雇用）事業などを積極的に活用し、企業等での実習の場を増やしていくよう、関係機関等と連携して取り組みます。

＊就労の場の確保のための取り組みの推進

企業や公的機関等における障害者雇用を推進するために、障害者雇用や環境整備に関する啓発や理解に向けた取り組みを、ハローワーク等と連携するとともに、商工会議所や青年会議所等の協力を得ながら推進します。また、障害者を雇用する企業への助言や各種助成制度の活用などの支援を、障害者職業センター等と連携して推進します。

あわせて、在宅就労等の多様な働き方を支援する方策について、検討します。

＊職場定着のための支援の充実

一般就職した人の職場定着のための支援を充実するよう、生活面や余暇活動なども含めた継続的な支援を、障害者就業・生活支援センターと相談支援事業所などが連携し、サービス等利用計画も活用して推進します。

障害者支援を推進していくために重点的に取り組む事項

長期的な視点にたって障害者施策を推進していくうえでの基本方向である「寝屋川市障害者長期計画」においては、社会情勢や課題の変化等をふまえて具体的に推進していくうえで重点的に取り組む事項を、３年ごとに策定する障害福祉計画で定めることとしています。

第３期の障害福祉計画では、つぎの３点を重点事項として定め、自立支援協議会の専門部会やワーキングの取り組みと関連づけるとともに、必要に応じて個別にプロジェクトチームを設置し、関係機関・団体等と協力して推進していきます。

【第３期計画において重点的に取り組む事項】

- １．総合的・継続的な相談支援・権利擁護支援のしくみづくりの推進
- ２．児童期からの継続的な支援のしくみと取り組みの充実
- ３．安心して暮らしていくための地域のつながりや環境づくりの推進

１．総合的・継続的な相談支援・権利擁護支援のしくみづくりの推進

【背景と目的】

寝屋川市では、障害のある人のニーズに必要な支援に的確につなぐ相談支援を、障害者支援をすすめるうえでの「要」として重視し、推進してきました。相談支援事業を中心としながら、関係機関等が参加した自立支援協議会を通じて、効果的な支援をすすめるネットワークづくりや課題の解決に向けた取り組みを推進しています。

障害者制度改革の理念をふまえた障害者自立支援法の改正では、相談支援の充実が見直しの柱のひとつと位置づけられています。サービスの支給決定のプロセスのなかでサービス等利用計画をすべての利用者を対象として作成し、継続的なモニタリングを行う計画相談支援や、地域移行や地域定着に関する地域相談支援を含めて、障害者・障害児への相談支援体制の充実を図るとともに、相談支援を通じて明らかになった地域の課題を共有し、支援体制の整備を推進する機関として、自立支援協議会を充実していくこととされています。

また、サービスを適切に利用するための支援も含めた成年後見制度の活用や、新たに制定された障害者虐待防止法への対応など、権利擁護支援のための取り組みも、相談支援と関連づけて推進していくことが求められています。

これまでの寝屋川市での取り組みを基盤としながら、新たな課題に対応していく総合的・継続的な相談支援・権利擁護支援のしくみと体制を、関係機関・団体、事業者等と連携して構築します。

【重点的に取り組む事項】

（１）基幹的な機能をもつ相談支援センターの設置・運営

①基幹的な機能をもつ相談支援センターの設置・運営

相談支援のネットワーク中核となる基幹的な機能をもつ相談支援センターを設置し、市が運営する「寝屋川市相談支援事業」の公共性と委託相談支援事業所のノウハウを活かして効果的に運営するよう、体制を構築します。

国が示した「基幹相談支援センター」の役割のイメージでは、①総合相談・専門相談、②権利擁護・虐待防止、③地域移行・地域定着、④地域の関係機関のネットワーク化などの業務を、地域の実情に応じて行うものとされています。

本市では、事業者や市民、市などが連携した効果的な障害者支援の推進体制を強化し、具体的な支援における協働のしくみづくりを推進していくために、障害者支援に関わる多様な主体のネットワークの充実を、基幹的な機能をもつ相談支援センターの重点的な課題と位置づけます。相談支援事業所等と連携して課題を集約し、自立支援協議会の事務局機能を担いながら、全体会、専門部会、ワーキング等を通じて関係機関・団体、事業者、地域等と課題の共有と解決に向けた協議を行い、役割を分担して支援する取り組みを推進していきます。

②権利擁護支援の取り組みの推進

障害者に対する権利擁護支援を推進するため、成年後見制度利用支援事業や障害者虐待防止センターとしての通報受理・相談・啓発事業等を、相談支援事業と連携して実施します。

なお、これらの取り組みをより効果的にすすめていくために、高齢者や児童の分野なども含めた福祉的な支援を必要とする人への権利擁護支援を総合的にすすめるセンター的な機能をもつ機関として、ワガヤネヤガワちいきふくしプラン（地域福祉計画）に位置づけている「（仮称）権利擁護支援センター」の設置を推進します。

③ピアサポートセンターの推進

当事者参加による相談支援としてピアカウンセリング・ピアサポートや、支給決定に関するセルフプランの取り組みなどを支援するピアサポートセンターを、基幹的な機能をもつ相談支援センターの機能として位置づけ、自立支援協議会の地域活動支援部会を通じて当事者団体等とも連携して、運営を推進します。

（２）相談支援（一般・地域・計画）の充実

①障害者・障害児相談支援事業の充実

複合的な課題やサービスへのつながりにくさなどによって、地域生活をおくるうえで困難をもつ人々などへの支援を充実するよう、三障害に対応した委託相談支援事業所の相談体制を強化し、アウトリーチ（地域に出向く相談支援）の手法などによるニーズの把握や寄り添いながらの専門的な支援、ケア会議・自立支援協議会等を通じた

支援者のコーディネート等を行い、問題解決を推進します。

また、あかつき・ひばり園で実施する障害児に対する相談支援事業は、児童発達支援センターの機能として発達支援事業や保育所・幼稚園への訪問支援などと一体的に推進することを通じて、いっそうの充実を図ります。

②地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）の充実

福祉施設や医療機関から地域生活に移行する人に対する地域移行支援は、地域生活への意識を高めるとともに、地域で生活する環境づくりとして住居やサービスの確保、地域との連携などをきめ細かく支援するよう、自立支援協議会を通じて関係機関との連携を広げながら取り組みます。

また、地域での生活を常時の連絡体制と緊急時の訪問・対応などで支援する地域定着支援を効果的にすすめるとともに、福祉施設や医療機関からの地域移行だけでなく、地域で自立して生活する人を支援するしくみづくりを、自立支援協議会を通じて推進します。

③計画相談支援（サービス利用計画作成）の充実

すべてのサービス利用者が、適切なマネジメントのもとで支援が受けられるようにしていくために、サービス利用計画を作成する体制を整備します。そのため、サービス提供事業所への併設なども含めて指定特定相談支援事業所の体制を整備します。

また、当事者や家族の主体性を高めるエンパワメントの視点にたってセルフプランの作成も推進するよう、情報提供や研修等を実施します。

④相談支援を行う人材の確保と支援のレベルアップのための取り組み

相談支援が的確に行える高い専門性を有する人材を確保するよう、直営および委託による相談支援事業の充実を図ります。また、個別給付による地域相談支援、計画相談支援を行う従事者を確保するよう、事業者等と連携して相談支援従事者養成研修の受講等を推進します。

また、支援のレベルアップを図るよう、自立支援協議会の相談支援ネットワーク会議を通じて情報やケースの共有、専門家等の協力も得たスーパーバイズなどを推進します。

⑤福祉事務所の相談支援機能の強化

障害者支援に関するさまざまな相談を受け止め、適切な部局や関係機関、事業者、関係団体等と協働して的確な支援を行っていくよう、福祉事務所の相談支援機能を強化します。そのために、職員のスキルアップを図るとともに、相談支援事業所との連携や、自立支援協議会等を通じた関係機関等とのネットワークづくりをいっそう充実します。

また、福祉事務所で実施している手続き等について、ホームページへの申請用紙の配布や、相談支援事業所等と連携した対応など、市民の利便性を高める取り組みを、引き続き可能なものから推進します。

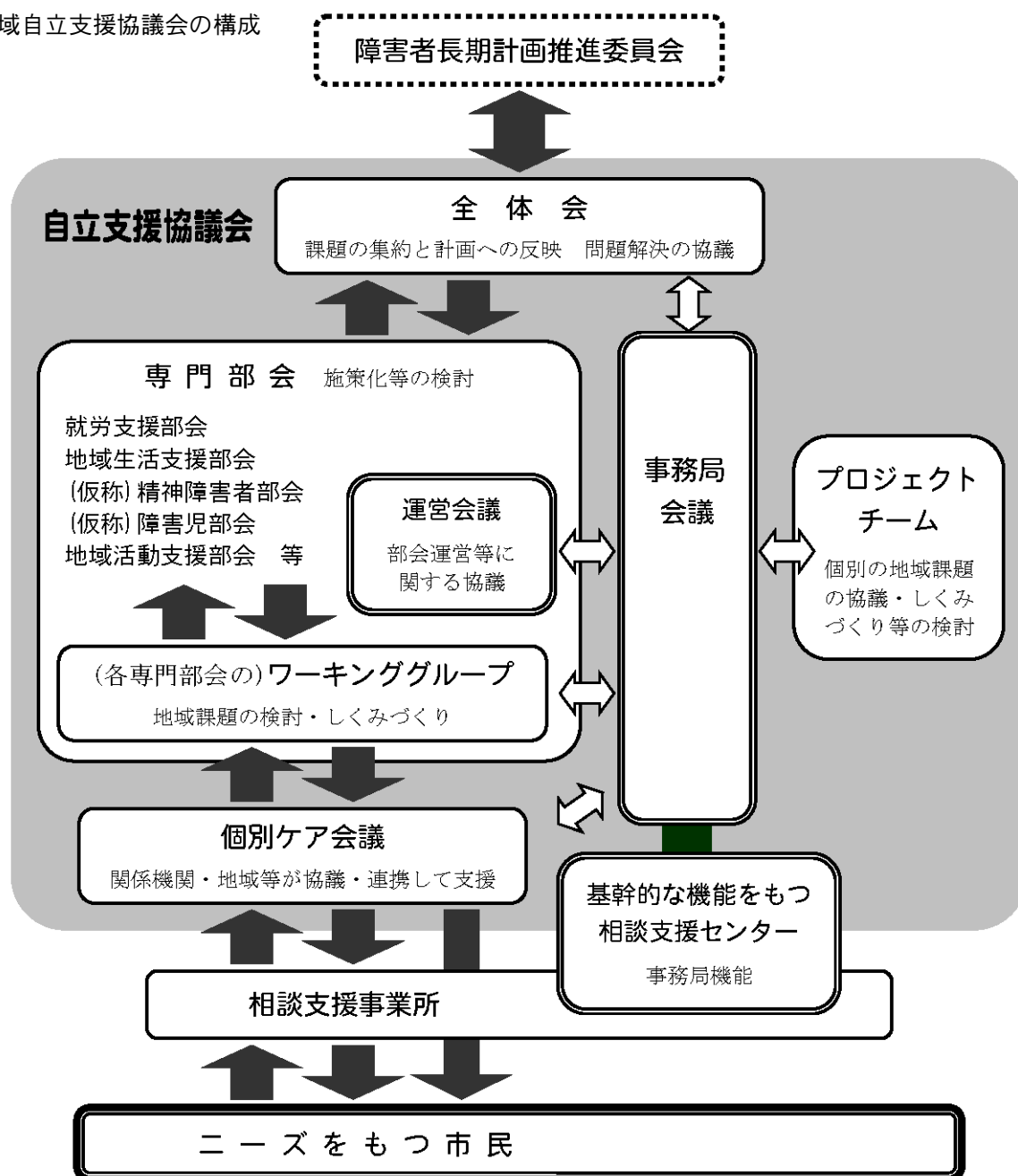
(3) 自立支援協議会の充実

①全体会の機能の充実

寝屋川市では、自立支援協議会と障害者長期計画推進委員会の一体的な運営のもとで、地域で生活する障害者が抱える課題や、それらを解決していくうえでの取り組みの課題などを集約し、計画への反映・推進を通じて障害者支援をすすめています。このなかで自立支援協議会の全体会は、専門部会やワーキングの取り組みを通じて把握された課題を積み上げて集約し、計画につなぐ役割を担ってきました。

こうした取り組みをさらに発展させ、地域生活支援に関する課題に対応した新たなサービスの開発や、連携して支援するしくみづくりなど、問題解決を効果的に推進していくうえでの協議を障害当事者を含む市民、関係団体、事業者、行政機関等が広く参加して行い、役割を分担して推進していくよう、機能の充実を図ります。

地域自立支援協議会の構成



②専門部会・ワーキング・プロジェクトチームの充実

障害者支援を推進するうえでの課題に対応した専門部会は、これまでの地域生活支援部会、就労支援部会、地域活動支援部会（設置に向けてプロジェクトチームで検討中）に加え、障害者自立支援法の改正等にもなう新たな課題に的確に対応していくよう、（仮称）精神障害者部会、（仮称）障害児部会を設置し、関係者の連携によるきめ細かな取り組みを推進します。また、ワーキングについても、専門部会の構成の見直しをふまえた再編などを検討・推進します。さらに、集中的な検討や推進を図るためのプロジェクトチームを課題に応じて設置し、ワガヤネヤガワちいきふくしプラン（地域福祉計画）に位置づけている「（仮称）セーフティネット委員会」の取り組みとも関連づけて推進します。

あわせて、専門部会やワーキングを効果的に運営していくために、部会ごとに運営会議を設置し、事務局と連携して全体での調整を図りながら取り組みます。

③個別ケア会議の充実

個別ケア会議において、関係機関や地域等が連携して問題解決に向けた取り組みを推進するとともに、ワーキングや専門部会、全体会等を通じて全市的な取り組みを推進していくよう、自立支援協議会の機能として位置づけていっそうの充実を図ります。

④事務局機能の強化

各専門部会、ワーキング、個別ケア会議等を効果的に運営していくために、基幹的な機能をもつ相談支援センターが中核となって事務局機能の強化を図るよう、体制を整備します。

また、各専門部会の運営会議の代表者等による事務局会議を定期的に行い、専門部会・ワーキング等での議論や課題を共有し、各専門部会での協議をすすめながら協力して課題解決に取り組むよう、検討や調整を行います。

⑤情報発信の充実

自立支援協議会の取り組みを市民や関係者に周知し、より幅広い連携のもとで運営していくよう、ホームページ等を活用した情報発信の充実を図ります。

⑥サービス等利用計画などのチェック機能の構築

サービス等利用計画の対象者が拡大され、セルフプランも含めて支給決定プロセスに組み込まれたことをふまえ、個別のプランの質を高めるとともに、不適正なサービス利用を防止するためのチェック機能が求められます。自立支援協議会が、相談支援事業を中立・公平に実施していくうえで果たしている機能を活かして、プランに対するチェック機能を担っていくよう、効果的な実施方法を検討・推進します。

⑦「地域生活を支えるしくみづくり」の推進

福祉施設や精神科病院からの地域移行を支援するとともに、家族から自立したり、いわゆる“親亡き後”の生活の支援を推進するために、さまざまな機関・団体や地域などが連携して「地域生活を支えるしくみづくり」をすすめていくことを、第3期計

画における自立支援協議会のテーマのひとつとして位置づけ、推進します。

(4) 権利擁護支援のしくみの確立

①障害者虐待防止センターの設置

障害者虐待防止法の施行をふまえ、相談や通報に迅速かつ的確に対応し、一時保護等も含めた保護や問題解決に向けた支援等を行っていくために、「障害者虐待防止センター」の機能と体制を、相談支援事業と連携して整備します。

障害者虐待防止センターでは、虐待の防止や早期発見などのための広報を行うとともに、虐待に関する相談への対応や通報・届出の受理と対応を的確に行います。あわせて、虐待の防止や問題解決のための養護者の支援も行っていくよう、自立支援協議会と連携を通じて虐待防止のためのネットワークを構築し、推進します。

②日常生活自立支援事業や成年後見制度の利用の推進

地域での自立生活を支援するために、日常生活自立支援事業や成年後見制度を必要に応じて利用できるよう、市民の参加も含めた実施体制や利用支援の充実を図ります。そのために、生活支援員を養成するための研修の実施や、適切な活動ができるよう支援するしくみを、ワガヤネヤガワちいきふくしプラン（地域福祉計画）や高齢者保健福祉計画等と連動させながら構築していきます。

また、成年後見利用支援事業の利用を促進するよう、情報提供等の充実を図ります。

③(仮称)権利擁護支援センターの設置の推進

権利擁護支援の取り組みを、高齢・児童などの分野も含めて総合的に推進し、より専門的に対応できる体制を構築していくために、ワガヤネヤガワちいきふくしプラン（地域福祉計画）に位置づけている「(仮称)権利擁護支援センター」の設置に向けて、関係部局、関係機関・団体等と連携して検討・推進します。

2. 児童期からの継続的な支援のしくみと取り組みの充実

【背景と目的】

障害のある人が“自分らしく”生活していくうえでは、法律や制度などの枠組みを超えて、ライフステージを通じた継続的な支援を行っていくことが重要です。障害者自立支援法の改正においては、障害児支援を強化し、障害福祉サービスとも一体的に推進する方向が示されています。こうした流れもふまえて、障害児・障害者への支援を継続的にとらえ、保健・医療・福祉、教育、就労など分野を超えて連携し、支援するしくみを充実していく必要があります。

寝屋川市では、早期療育や特別支援教育等に関わる機関の連携組織として設置している「障害児関係機関協議会」等を通じて、乳幼児期から学齢期への継続的な支援を推進していますが、学卒期からの就労支援、生活支援に向けていっそう広がりのあるネットワークを構築していくことが求められます。

自立支援協議会に設置する(仮称)障害児部会での検討をすすめつつ、地域生活支援部会や就労支援部会等とも連携して継続的な支援のしくみを構築するよう、取り組みを推進します。

また、児童福祉法が改正され、市町村における障害児支援の取り組みが強化されるとともに、相談支援やサービスの体系の見直しが行われたことをふまえ、実施体制を充実します。あわせて、改正された障害者自立支援法で発達障害者が対象として明記されたことをふまえ、発達障害者への支援の充実を図ります。

【重点的に取り組む事項】

(1) 障害児に対する相談・サービスの提供

①障害児に対する相談支援の充実

障害児相談支援事業は、市立あかつき・ひばり園で継続して実施します。また、個別給付の計画相談支援・障害児相談支援についてもあかつき・ひばり園で実施するとともに、新たな事業所の指定も含めて、実施体制の確保を図ります。

相談支援を通じて明らかになった課題等は、自立支援協議会に新設する(仮称)障害児部会を通じて関係機関等で共有し、連携して解決するよう取り組みます。

②障害児の療育や支援の充実

市立あかつき・ひばり園を医療型児童発達支援センター・福祉型児童発達支援センターと位置づけ、継続して乳幼児期の障害児に対する支援における中核的な役割を担います。そのため、さまざまな障害をもつ通所児に対する療育や家族に対する支援をニーズに応じて実施するとともに、保育所・幼稚園への訪問支援や相談支援等の充実を図ります。

また、市立総合センターのどんぐり教室を児童発達支援事業に移行するとともに、

コミュニティセンターエリアなどの身近な圏域でサービスを利用できるよう、新たな事業者の参入を推進します。

③放課後等の支援の充実

学校に通学している障害児の放課後や長期休業中の訓練や活動の場として、新たに実施する放課後等デイサービスを推進します。

また、留守家庭児童会や地域での支援なども含め、放課後の活動がニーズに応じて利用しやすいしくみづくりを、学校や関係機関等とも連携しながら推進します。

④障害児に対する障害福祉サービスの充実

訪問系サービス、短期入所、移動支援等の居宅サービスについて、自立支援協議会の(仮称)障害児部会等を通じて障害児を支援できる事業所の拡充を図り、利用しやすい環境づくりを推進します。

(2) 発達障害のある人への支援の充実

①発達障害に対する理解の推進

発達障害についての理解を広げ、早期の気づきや支援につないでいくとともに、発達障害の特性やその人にあった適切な対応ができるよう、情報や学習機会の提供を推進します。

②発達障害のある子ども等への支援の充実

広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害等の発達障害のある子どもを早期に発見し、一人ひとりの状況に応じた支援を行っていくよう、障害児の療育・教育を推進する取り組みのなかで、対応をすすめていきます。

また、ひきこもりの青少年への支援を、教育研修センターなどの教育分野等も含めた関係機関等と連携して推進していくよう、府が推進してきたネットワークを継承し、推進します。

③発達障害のある人の就労支援・生活支援の充実

発達障害のある人の特性をふまえた就労支援や生活支援を充実していくために、相談支援やサービス提供を行う事業所等の理解やスキルを高めるよう、自立支援協議会等を通じて情報提供や研修等を推進します。

(3) 継続的な支援を行う体制やしくみづくり等の推進

①自立支援協議会を通じた連携の充実

乳幼児期から就学期、成人期、高齢期へと、ライフステージを通じて継続的な支援を行うよう、早期療育や特別支援教育に関わる機関の連携組織である「障害児関係機

関協議会」(五者協)や、自立支援協議会の(仮称)障害児部会、就労支援部会、地域生活支援部会等の各専門部会・ワーキングを通じて関係機関・団体等の連携を強化します。

また、個々の事例での対応がよりスムーズに行えるように、事例の共有と蓄積を行いながら、各々の役割分担し、連携していくしくみづくりを、ワガヤネヤガワちいきふくしプラン(地域福祉計画)に位置づけている「(仮称)セーフティネット委員会」の取り組みとも関連づけて推進します。

②サポート手帳の作成・活用の推進

ライフステージを通じた継続的な支援を行っていくうえで、医療、保健、福祉、教育、就労などの関係機関が、本人の状況や支援内容等の情報を共有し、一貫した支援を行うためのツールとして「サポート手帳」の作成・活用を、自立支援協議会の(仮称)障害児部会などを通じて推進します。

3. 安心して暮らしていくための地域のつながりや環境づくりの推進

【背景と目的】

地域で“自分らしく”生活していくうえでは、障害福祉サービス等の制度による支援を的確に行っていくとともに、日常的にふれあい、困ったときには支えあえる住民どうしのつながりや活動も、重要な役割を担っています。昔とくらべると地域のつながりは弱くなっていますが、そのなかで起こるさまざまな困りごとや、孤立死、虐待などの深刻な問題を防ぎ、だれもが住みよい元気なまちづくりをめざす「地域福祉」の取り組みが、いっそう重視されています。寝屋川市でも“1+1を3に！ わたしたちのつながりでひろげる「元気都市」の福祉”をスローガンとしたワガヤネヤガワちいきふくしプラン（地域福祉計画）を推進しています。

障害に対する理解は徐々にすすんできていますが、障害のために差別的な扱いを受けたり、嫌な思いをする場面は少なくありません。障害についての情報提供や学習の取り組みをいっそう推進するとともに、日常的な交流を通じて理解を深めるよう、いっそうの取り組みをすすめていく必要があります。

また、災害などの緊急時には、身近な地域での支えあいがなによりも大きな力になります。南海・東南海地震が高い確率で発生すると予測されているなかで、障害のある人なども含めて、だれもが安全に避難できるよう地域で支えあうしくみづくりは、多くの人に関心をもつ課題となっています。こうした意識のなかで、いざというときに支えあうための、日常的なつながりづくりをすすめていくことが重要です。

地域で生活していくうえでは、生活環境の整備や住まいの確保も重要な課題です。障害のある人が安心して快適に生活できる環境や住宅を確保するよう、ハード面でのバリアフリー化や、地域の人々の理解などをすすめていきます。

【重点的に取り組む事項】

（1）地域での障害者への理解と日常的な交流・支えあいの推進

①障害に対する理解の推進

障害のある人への理解を深めるよう、さまざまな機会を通じて情報発信や、学校、地域、職域などでの学習機会の提供などの取り組みを、当事者団体とも連携しながら推進します。

また、地域で生活していくうえで、地域の人々とも連携した支援が必要なケースなどについて、民生委員や福祉委員、自治会等の地域組織等とも協力して支援しあうなかで理解を深める取り組みなどを、社会福祉協議会が配置しているコミュニティソーシャルワーカー等とも連携して、積極的に推進します。

②地域での見守りや支えあいの活動の推進

地域で安心して暮らしていけるように、プライバシーに配慮しながら気かけあっ

たり、気持ちよく支えあえる活動を、校区福祉委員会が実施している小地域ネットワーク活動等とも連携して推進します。また、こうした活動に障害のある人が積極的に参加し、活動を通じて交流と理解を広げていくよう、自立支援協議会の地域活動支援部会を早期に立ち上げ、関係機関・団体等と連携して取り組みます。

こうした取り組みは、災害時に的確に対応するためには平時からのつながりが不可欠であるという理解のもとで、より多くの人に参加できるよう、災害時支援の取り組みとも関連づけて呼びかけていきます。

(2) 災害時の避難を支援するしくみづくり

①災害時の避難支援のための取り組みの推進

障害者や高齢者などの災害時の避難に援助が必要な人を、地域の力を活かして支援するしくみをつくっていくために、災害時要援護者リストを活用し、地域組織や住民等が連携して支援できる体制を構築するよう、ワガヤネヤガワちいきふくしプラン（地域福祉計画）や高齢者保健福祉計画等と連動させて、民生委員児童委員協議会、社会福祉協議会・校区福祉委員会、自治推進協議会等と協力して推進します。

また、こうした取り組みをより効果的にすすめるために、支援が必要な人がリストに登録するよう、当事者団体や支援者・事業者等とも連携して呼びかけていきます。

あわせて、緊急時に迅速な救急活動ができるよう医療情報などを記入する「救急医療情報キット」を効果的に活用するよう、普及を図ります。

②障害のある人に配慮した避難所の整備

日常生活に支援や介護が必要な人が安心して避難生活をおくれるように、学校や公共施設などの一次避難所における配慮について理解を得たり、実際の対応を想定した防災訓練などの取り組みを、地域組織等と連携して推進します。

また、一次避難所での長期の避難生活が難しい人などのための二次避難所としての福祉避難所の設置と必要な整備などを、障害児者福祉施設協議会や関係機関等の協力を得ながら早期に推進するよう取り組みます。

(3) バリアフリーの生活環境づくりの推進

①バリアフリーの生活環境づくりの推進

障害のある人や高齢者などが外出しやすいまちづくりを推進するよう、都市施設や公共的な建築物等のバリアフリー化を、ワガヤネヤガワちいきふくしプラン（地域福祉計画）と連動して推進します。

②移動に関する支援の充実

障害のある人の日常生活の支援や社会参加を促進するうえで、移動に関する支援を充実していくよう、公共交通等を利用しやすくするための取り組みを事業者等と連携

して推進します。

また、移動を支援する障害福祉サービス等や移送サービス等とも連動させて、効果的に利用できる方策について検討します。

（４）地域における住まいの確保の取り組み

①障害のある人のニーズをふまえた住宅の確保

地域での自立生活を支援するうえで不可欠な住まいを確保するよう、自立支援協議会等を通じて関係機関や事業者等との連携を図りながら、ニーズに応じた公営住宅、民営賃貸住宅等の確保に取り組みます。

②住宅への入居を支援する取り組みの充実

障害のある人が賃貸住宅等にスムーズに入居できるよう、住宅入居等支援事業や地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）の充実を図ります。

また、障害についての市民の理解や、必要に応じて見守りや支援などをすすめることを通じて、安心して生活できる環境づくりをすすめていくよう、校区福祉委員会、民生委員児童委員、自治会等と連携して推進します。

障害者総合福祉法の6つのポイント	
1. 障害のない市民との平等と公平	4. 放置できない社会問題の解決
2. 谷間や空白の解消	5. 本人のニーズにあった支援サービス
3. 格差の是正	6. 安定した予算の確保



障害者総合福祉法の骨格提言
1. 法の理念・目的・範囲 ・障害の有無によって分け隔てられない共生社会を実現する。 ・保護の対象から権利の主体への転換と、医学モデルから社会モデルへの障害概念の転換。 ・地域で自立した生活を営む権利。 2. 障害（者）の範囲 ・障害者総合福祉法が対象とする障害者(障害児を含む)は、障害者基本法に規定する障害者。 ・心身の機能の障害には、慢性疾患に伴う機能障害を含む。 3. 選択と決定（支給決定） ・障害程度区分に代わる新たな支給決定の仕組み。 ・サービス利用計画に基づく本人の意向等が尊重される。 ・協議調整により必要十分な支給量が保障される。 ・合議機関の設置と不服申立。 4. 支援（サービス）体系 ・障害者権利条約を踏まえ、障害者本人が主体となって、地域生活が可能となる支援体系の構築。 ・「全国共通の仕組みで提供される支援」と「地域の実情に応じて提供される支援」で構成。 【全国共通の仕組みで提供される支援】 就労支援、日中活動支援、居住支援、施設入所支援、個別生活支援、コミュニケーション支援及び通訳・介助支援、補装具・日常生活用具、相談支援、権利擁護 【地域の実情に応じて提供される支援】福祉ホーム、居住サポート、その他 5. 地域移行 ・国が社会的入院、入所を解消するために地域移行を促進することを法に明記する。 ・地域移行プログラムと地域定着支援を法定施策として策定、実施。 ・ピアサポーターの活用。 6. 地域生活の基盤整備 ・計画的な推進のため地域基盤整備10ヵ年戦略策定の法定化。 ・市町村と都道府県は障害福祉計画を、国はその基本方針と整備計画を示す。 ・地域生活支援協議会の設置。 7. 利用者負担 ・食材費や光熱水費等は自己負担とする。 ・障害に伴う必要な支援は原則無償とするが、高額な収入のある者には応能負担を求める。 8. 相談支援 ・対象は障害者と、支援の可能性のある者及びその家族。 ・障害者の抱える問題全体に対応する包括的支援を継続的にコーディネートする。 ・複合的な相談支援体制の整備。 9. 権利擁護 ・権利擁護は支援を希望又は利用する障害者の申請から相談、利用、不服申立てのすべてに対応する。 ・オンブズパーソン制度の創設。 ・虐待の防止と早期発見。 10. 報酬と人材確保 ・利用者への支援に係る報酬は原則日払い、事業運営に係る報酬は原則月払い、在宅系支援に係る報酬は時間割とする。 ・福祉従事者が誇りと展望を持てるよう適切な賃金を支払える水準の報酬とする。